

【検討が必要な項目について】

※末尾の数字は第14回市民会議で使用した【資料2】の番号

■前回会議で議論を終えたもの

- 住民投票(48) (49)
- 議会(44)～(47)

）⇒ **《市民会議 協議結果》**
今回の条例には盛り込まない。

■第15回市民会議で検討する事項

【(1)プロセス検討会案があるもの】

- 第2条 『地域コミュニティ』の定義について(7)
- 第2条 『市民活動』の定義について(8)
- 第4条 『知る権利』について(9)
- 第6条 条文の表現方法(13)
- 第8条 条文の表現方法(17)
- 第10条 事業者、教育機関のまちづくりへのかかわり(20)～(22)
- 第13条、第16条 『市の支援』について(30)～(32)
- 第14条 『市民活動団体の役割』について(33)
- 第20条 『附属機関等の委員』について(35)
- 第22条 『職員の育成・意識改革』について(36)
- 第26条 『協働のまちづくり推進委員会』について(38)
- 第27条 『協働のまちづくり推進委員会』について(39)
- 第28条 『条例の位置付け』について(40)
- まちづくり基本条例と総合計画の関係(56)…想定質問 Q16
- まちづくり条例、協働について(57) (58)…想定質問 Q12
- 罰則規定(71)…想定質問 Q28

【(2)プロセス検討会案がないもの】

- 参加・参画の文言の整理 (10、11)**
 ⇒ (第14回市民会議 資料4-2)、(第14回市民会議 総務課文書担当資料「1 参加と参画について」)
- 『協働』の定義について (6)**
 ⇒ (第14回市民会議 資料4-3)、(第14回市民会議 総務課文書担当資料「3 第6条をはじめとする、協働の主体に関する規定について」)
- 市に関する条文【「～しなければならない」、「～ものとする」、「～努めなければならない、
 ない」、「～努めるものとする」】 (43)**
 ⇒ (第14回市民会議 資料4-4)…想定質問 Q11
- 第18条、第21条について (34)** ⇒ (第14回市民会議 資料2別紙)

【(3)会長の気づき】

□『市職員の地域づくりへの参加』について

会長より

中間案を協議した中で『市職員の地域づくりへの参加』というような項目があったが、中間案を整理する過程で抜け落ちている。条例に入れるのか、入れないのか、協議が必要。

□第22条の第2項の『自己研鑽』について

会長より

この条例は、『中学生でもわかるように』ということにしていたが、第22条の第2項の『自己研鑽』という言葉は難しい言葉ではないか。『研鑽』という言葉は、『学問などを深く研究する。』という意味。ここではむしろ『自己の持つ能力や意識を、自分自身で高める。』という意味の『自己啓発』といった言葉が相応しいのではないか。

□『(仮称)まちづくり基本条例』の名称について

会長より

この条例の名称は現在『(仮称)まちづくり基本条例』となっているが、この条例の内容と照らし合わせて相応しいかどうか。『まちづくり』という言葉が広すぎてわかりにくいという意見がフォーラムでもあった。

この条例の根幹となっているのはやはり『協働』だと思うので、それを踏まえて、例えば『協働のまちづくり条例』とか、この条例の内容に相応しい名称もあわせて検討していただきたい。

【(4)中間案で共有できなかったもの】

□**中間支援(組織、機能)**⇒(第14回市民会議 資料3-3)

【(5)その他 文書担当の気づき】

□**自主的・主体的・自主性・自立(性)・自発的が含まれる条文について**

⇒(第14回市民会議 総務課文書担当資料)

□**第19条(パブリック・コメント)の条文について**

⇒(第14回市民会議 総務課文書担当資料)

□**第24条(情報の提供)と山口市情報公開条例について**

⇒(第14回市民会議 総務課文書担当資料)